
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

平成29年12月26日、米沢市議会議事堂において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、平成29年度一般会計補正予算（第3号）、平成29年度消防特別会計補正予算（第3号）の3議案が上程され、原案のとおり可決されました。

平成30年2月9日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、議長の辞職に伴い議長の選挙が行われ、本職加藤俊一が当選しました。平成29年度病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、平成29年度病院事業会計補正予算（第3号）、平成30年度病院事業会計予算、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、権利の放棄についてが上程され、それぞれ原案のとおり承認、可決なされました。また、置賜広域病院企業団監査委員の選任が提案され、殿岡和郎南陽市議会議員を選任することについて原案どおり同意されました。

2月16日、山形県自治会館において、山形県町村議会議長会第69回定期総会が開催され、

議事において報告事項4件の報告の後、平成30年度事業計画並びに収入支出予算、平成30年度会費分賦収入方法、地方創生の実現を目指し全力で取り組むこと等を要旨とした決議の3議案が上程され、それぞれ可決されました。

同日、飯豊町において、置賜地方町村議会議長会平成29年度定期総会が開催され、議事において報告事項2件の報告の後、平成30年度事業計画、平成30年度予算、平成30年度負担金分賦及び納入についての3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月23日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、養護老人ホーム設置条例の一部改正について、平成29年度一般会計補正予算（第4号）、平成29年度ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第1号）、平成29年度消防特別会計補正予算（第4号）、平成30年度一般会計予算、平成30年度ふるさと市町村圏事業費特別会計予算、平成30年度消防特別会計予算の10議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎自治功労者表彰並びに議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達

○議長 次に、自治功労者表彰並びに議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

2月16日に開催された置賜地方町村議会議長会定期総会において、置賜地方町村議会議長会表彰式が行われ、本町議会からは議員在職10年以上の自治功労者として、斉藤智志議員、遠藤章一議員、橋本欣一議員がその栄に浴しました。本職が表彰伝達を受けたところであります。

同日開催された山形県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会の表彰式が行われました。第32回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優秀賞に選定されました。

以上、ご報告申し上げます。

については、これより表彰の伝達を行います。

初めに、置賜地方町村議会議長会表彰の伝達を行います。はえある表彰を受けられました斉藤智志議員、遠藤章一議員、橋本欣一議員は議場中央にお進みください。

（表彰状伝達）

○議長 続いて、第32回町村議会広報全国コンクール表彰の伝達を行います。はえある表彰を

受けられました広報広聴常任委員会の佐々木賢一委員長は、議場中央にお進みください。

(表彰状伝達)

○議長 受賞されました議員各位並びに広報広聴常任委員会におかれましては、まことにおめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から昨年12月以降の町政の報告をさせていただきます。

12月6日から19日まで、第4回川西町議会定例会が開催されました。

1月6日、浴浴センターにおきまして、成人式から10年目を迎えた若者を対象に2分の3成人式を開催し、若者77名、その恩師4名にご出席をいただきました。本事業は対象者の中で実行委員会を組織し、みずから企画、広報、運営を行い、当日は30歳の主張の発表や交流会などが行われました。参加者が互いの成長を認め合いながらつながりを深めるとともに、まちを見直し、郷土愛を醸成する機会を創出することができました。

1月7日、平成30年消防出初め式を挙行いたしました。

1月17日から18日にかけて、本職と町議会から正副議長並びに各委員長の出席を得て、地方財政措置の拡充や高規格道路等の事業促進、雪対策の推進を初めとした本町の重要課題について、関係省庁並びに山形県選出国會議員に対し要望を行うとともに、この冬の豪雪及び低温の状況を説明しながら、除雪費等に対する支援を求めてまいりました。あわせて、国土交通省の担当者から歴史まちづくり法について、株式会社まるごとにつぼん営業部からまるごとにつぼんの運営状況について、NPO法人まちづくり推進機構理事長から浅草の商店街の活性化への取り組みについて説明を受け、政策研修を実施してまいりました。

2月3日、東京銀座のレストランYAMAGATA San-Dan-DeIloにおいて、川西町ふるさと交流大使との情報交換会を開催いたしました。今回は、ことしで5回目となるもので、交流大使23名と町関係者5名が出席し、移住定住に向けたまちの取り組みなどについて情報提供、意見交換を行い、一層の連携とPR活動の協力を依頼してまいりました。

2月5日、川西町水道委員会を開催いたしました。水道委員14名をご委嘱申し上げ、委員長に松浦 衛氏が選出されました。会議においては、平成29年度決算見込み、平成30年度水

道事業概要及び今年度策定いたしました平成30年度から10年間の経営計画の内容についてご説明申し上げ、委員各位からご意見を賜りました。

2月13日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

2月19日、第1回川西町議会臨時会が開催されました。あわせて、議会全員協議会を開催いただきました。

2月20日、第2回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、平成29年度の事業状況、平成30年度事業計画案、保険税率の改正案、条例改正案及び特別会計予算案等についてご説明を申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。

続きまして、契約に関する調書でございます。

月日、12月27日、工事名、川西町新庁舎敷地造成工事に伴う測量設計業務、落札金額、785万7,000円、落札者、株式会社春日測量設計代表取締役、鈴木瑞絵であります。

その他でございますが、2月20日、工事名、川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務、契約金額、8,694万円、受注者、株式会社鈴木建築設計事務所代表取締役、藤原薫でございます。

以上、契約に関する調書についてご報告を申し上げ、町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

2番伊藤 進君、3番鈴木幸廣君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日3月6日より3月23日までの18日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎議第27号 川西町監査委員の選任について

○議長 日程第3、議第27号 川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第27号 川西町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、監査委員、島貫憲明氏が、平成30年3月17日をもって任期満了となるため提案するものでございます。

それでは、ご提案申し上げます。

川西町監査委員の選任について。

次の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。住所、川西町大字洲島3105番地。氏名、島貫憲明。生年月日、昭和25年12月14日。本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、選任同意されました島貫憲明君よりごあいさつをお願いしたいと思います。

(監査委員 島貫憲明君 登壇)

○監査委員 それでは、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいま監査委員に再任していただきまして、まことにありがとうございます。監査委員としての職責を果たすべく努力をしてみたいと思いますので、議員の皆様にも今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

また、町長を初め、町執行部の方々にも今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、お礼の言葉にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 島貫憲明君におかれましては、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

◎議第28号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第4、議第28号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第28号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、横山 昇氏が、平成30年3月31日をもって任期満了となるため提案するものでございます。

ご提案申し上げます。

次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、川西町大字小松1279番地。氏名、横山 昇。生年月日、昭和25年7月23日。本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案申し上げます。

提案理由でございますが、人権擁護委員について法務大臣より推薦の依頼があったので、人

権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記。住所、川西町大字中小松3259番地3。氏名、金田照子。生年月日、昭和29年9月8日。本日付でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎選第1号 松川堰組合議会議員の選挙について

○議長 日程第6、選第1号 松川堰組合議会議員の選挙について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 選第1号 松川堰組合議会議員の選挙についてお願い申し上げたいと思います。

松川堰組合規約第9条第1項の規定により同組合管理者から選挙について告知があったので、第6条第1項の規定により組合議会議員を選挙するものでございます。

記。定員、1人。平成30年3月6日付でございます。

選挙のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 選挙の方法についてお諮りします。

1番伊藤寿郎君。

○1番 松川堰組合議会議員の選挙の方法については、指名推選の方法によることを提案いたします。

○議長 ただいま伊藤寿郎君より松川堰組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によ

られたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本動議のとおり指名推選によることに決定いたしました。

指名推選を求めます。

1 番伊藤寿郎君。

○1 番 松川堰組合議会議員に齋藤修一君を推薦いたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま指名推選がありました齋藤修一君を松川堰組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました齋藤修一君が、松川堰組合議会議員に当選されました。

松川堰組合議会議員に当選されました齋藤修一君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の設定について

◎議第15号 川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第16号 川西町本間喜一顕彰基金条例の設定について

◎議第17号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び川西町指定地域密

着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第20号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について

◎議第21号 川西町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について

◎議第22号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第23号 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第24号 川西町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第25号 字の区域及び名称の変更について

◎議第26号 町道路線の認定について

○議長 日程第7、議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の設定についてから日程第19、議第26号 町道路線の認定についての13議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、定住自立圏形成協定の締結等を議会の議決すべき事件とするため提案するものでございます。

内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の設定についてご説明させていただきます。

別紙概要書をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、制定の趣旨でございますが、現在、米沢市を中心として、置賜3市5町によります定住自立圏の形成協定締結に向けた協議が進められております。この概要書の下段枠内に、参考といたしまして定住自立圏構想の推進要綱、そして、その下には地方自治法の第96条第2項の規定を掲載させていただいているところでございますが、定住自立圏構想推進要綱によりまして、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものが定義をされておるところでございますが、このたび議会の議決すべき事件を定める条例を制定するものでございます。

その制定の内容でございますが、定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告を議会の議決すべき事件と定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から施行いたします。

よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第15号 川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、本条例を改正するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第15号 川西町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要のほうをごらんいただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことを踏まえまして、町条例につきましても、この法改正に準じまして個人情報の定義を明確化すること、さらには要配慮個人情報の取り扱い等に関する規定等の整備を行うため、条例改正を行うものでございます。

その改正の内容、2の部分でございますが、2点ございます。

(1) 個人情報の定義の明確化でございますが、下の図もあわせてごらんをいただきたいと思います。これまでの定義ですと、個人情報という定義が相当ざっくりとした文言でしか定義がなされておりましたが、それをより明確化することといたします。

矢印で右と左に分かれてございますが、改正後の第2条の第1号のアということで、具体

的には、氏名、生年月日、その他の記述等により、こういった特定の個人を識別できるものという一つの定義がまずございます。それに加えて、個人識別符号ということ新たに抜き出して明確化することといたしました。

この個人識別符号というのは、さらに下段のアスタリスクのところに書いてございますが、これもちょっと2つに分かれておるのですが、身体の特徴等を電子計算機の用に供するために変換した符号というようなことで、具体的には、DNA以下指紋までの電子計算機の用に供するために変換した符号等という定義が1つございます。

さらに、もう一つなのですが、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号というようなことで、旅券番号以下各種保険証の番号などの符号、こういったものが個人識別符号というようなことで定義づけするものでございます。

(2) 要配慮個人情報の規定の新設及びそれに伴う改正ということでございますが、同じように、法改正においてその取り扱いを特に注意すべき個人情報を、要配慮個人情報として定義がなされました。町条例におきましても、この法の趣旨に鑑みまして、同様の要配慮個人情報ということの定義づけを行うものでございます。

これもまた、下のほうの図をごらんいただきたいのですが、これまで右上のほうに既存ということで、センシティブ情報ということで、人種や信条などが記載をなされておりますが、これにつけ加えて、左側の欄に病歴、犯罪により害を被った事実などなど、最後は、本人に少年法の関係での手続が行われたことなどなどの情報、これらを全て要配慮個人情報ということで定義づけをするものでございます。

あわせて、この個人情報取扱事務登録簿に、この要配慮個人情報の取り扱いの有無を記載することを規定する追加条例並びにこれらの要配慮個人情報の収集を制限する規定などをつけ加えるものでございます。

施行期日については、公布の日から施行するものといたしてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第16号 川西町本間喜一顕彰基金条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、本間喜一顕彰会名誉会長の越知 専氏の意志に沿い、川西町本間喜一顕彰基金を創設するため提案するものであります。

内容につきまして、鈴木まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長 では、命によりまして、私より議第16号 川西町本間喜一顕彰基金条例の設定について説明させていただきます。

お手元の概要書をごらん願います。

まず、1の制定の趣旨でございます。

愛知大学の創設者であります本間喜一氏を顕彰する本間喜一顕彰会名誉会長の越知 専氏より、愛知大学への就学支援、同校との交流推進等に資することを目的に、寄附を頂戴しました。結果、川西町本間喜一顕彰基金条例を創設するものでございます。

2の造成等でございます。

寄附された600万円により、基金を造成いたします。

3の使途でございます。

(1) 本町推薦による愛知大学への就学支援事業、(2) 愛知大学学生フィールドワーク事業等の交流推進に係る事業、(3) その他本間喜一氏顕彰に係る事業でございます。

4の施行期日、こちらは公布の日から施行します。

なお、参考でございますが、まず、越知 専氏の経歴につきましては、この括弧の中でございます。後ほどごらん願います。

1の略歴、主なものでございますが、昭和5年に愛知県豊橋市にお生まれになって、昭和28年、愛知大学経済学部経済学科をご卒業なされました。

本町との経過でございます。平成22年、本間喜一先生の胸像、関係書籍を本町に寄贈いただきました。このたび平成29年、600万円を川西町に寄附いただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第17号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由であります。国民健康保険法の一部改正に合わせ、川西町国民健康保険税の税率を改正するため提案するものであります。

内容につきまして、島貫税務会計課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 島貫税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第17号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、お手元の概要によりまして、私からご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨であります。都道府県を国民健康保険の保険者に加えることとする等の国民健康保険の一部改正に合わせて、本町国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

次に、主な改正内容であります。国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各税率について、所得割、均等割、平等割の3方式で算定することとし、その率及び額を改めるものでございます。

なお、従来の資産割については廃止をすることといたします。

初めに、基礎課税分ですが、所得割額は8.5%から7.1%に、資産割額は廃止でございます。均等割額は2万4,300円から2万3,000円に、平等割額は3万1,000円から2万8,000円にそれぞれ改めます。

次に、後期高齢者支援金分ですが、所得割額は2.3%から2.5%に、資産割額は廃止でございます。均等割額は6,600円から9,000円に、平等割額は9,000円から8,200円にそれぞれ改めます。

次に、介護納付金分ですが、所得割額は1.1%から1.8%に、資産割額は廃止でございます。均等割額は6,500円から9,000円に、平等割額は3,900円から4,500円にそれぞれ改めます。

次に、施行期日等ですが、平成30年4月1日から施行いたしまして、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

なお、この改正による影響額でございますが、約5,200万円の減額になるものと見込んでいます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、本条例を改

正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、私から議第18号についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1、改正の趣旨であります。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容であります。

(1) 事業者の追加。

介護予防支援事業の運営に当たり連携を図る事業者として、指定特定相談事業者を追加するものでございます。

(2) サービス利用者に対する説明事項の追加であります。

ア、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するように求めることができることといたします。

イ、病院等に入院したときに事業者の担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えることも追加いたします。

ウ、サービス担当者会議に利用者及びその家族が基本的に参加すること等を追加いたします。

エ、介護予防サービス計画を作成する際に主治の医師等に意見を求めたとき、利用者の同意を得て、当該主治の医師等に利用者の心身の状況等の必要な情報を交付することを追加いたします。

3、施行期日であります。平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例の一部を改正する条例の設定について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、関係2条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第19号についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

1、改正の趣旨であります。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型サービス並びに地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定める必要があるため、関係2条例の一部を改正するものでございます。

2、主な改正の内容でございます。

(1) 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例であります。ア、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受ける共生型地域密着型通所介護を追加するものでございます。

イ、サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるため、現行の介護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるには、法人であることが必要であります。医療法の許可を受けて診療所を開設している者にも認めることとするものでございます。

ウ、身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催等の措置を講じなければならないこととするものを追加するものでございます。

(2) 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてであります。ア、身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催等の措置を講じなければならないとするものでございます。

3、施行期日であります。平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第20号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第20号についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思ひます。

1、制定の趣旨でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準を市町村の条例で定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

2、主な制定内容であります。

(1) 人員基準であります。管理者として主任介護支援専門員を資格要件といたします。介護支援専門員については、同介護支援専門員の資格を必要とするものでございます。

(2) 運営基準であります。指定居宅介護支援の基本取扱方針であります。指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮するものといたします。

運営規程。事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務内容、営業日及び営業時間、指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額、その他運営に関する重要事項について規程を定めるものでございます。

秘密保持。介護支援専門員その他の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないことといたします。

事故発生時の対応。利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものと思ひます。

記録の整備。事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ

ればならないものいたします。

設備。指定居宅介護支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるものいたします。

3、施行期日、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第21号 川西町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第21号についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

1、改正の趣旨であります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容であります。

(1) 川西町国民健康保険条例の一部改正でございます。

改正法に基づき、「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に、「川西町国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会」に名称を変更するものでございます。

また、委員の任期を3年といたします。

(2) 川西町国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございますが、川西町国民健康保険保険給付基金の処分については、保険給付、後期高齢者支援金、介護納付金及び保険事業経費を対象としているものを、改正法に基づき、後期高齢者支援金及び介護給付金を廃止し、国民健康保険事業費納付金を新設するものでございます。

(3) 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

国民健康保険法においては、入院等により市町村外の病院等に住所を変更した場合は、変更前の市町村の被保険者となります。改正法に同様の規定が新設されたことから、県外に住所を有している住所地特例者が、75歳に達し、又は障がい認定により後期高齢者医療制度に加入した場合は、山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることといたします。

3、施行期日であります。平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第22号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、介護保険法の改正並びに川西町高齢者保健福祉計画（第8次）・川西町介護保険事業計画（第7期）の策定に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第22号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

1、改正の趣旨でございます。

介護保険法の改正並びに川西町高齢者保健福祉計画（第8次）・川西町介護保険事業計画（第7期）の策定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容であります。

(1) 介護保険運営協議会委員の定員の増であります。

各種委員会との連携を強化するため、定員を7名から15名へ増やすものでございます。

(2) 第1号被保険者の保険料の変更でございます。

ア、保険料の段階設定は、改正前同様の国の標準9段階を設定いたします。

イ、保険料の改正前後の比較についてであります。表をごらんいただきたいと思います。

第1段階については3万2,400円から3万5,400円に、第2段階は4万8,600円から5万3,100円に、第3段階は4万8,600円から5万3,100円に、第4段階は5万8,320円から6万

3,720円に、第5段階は6万4,800円から7万800円に、第6段階は7万7,760円から8万4,960円に、第7段階は8万4,240円から9万2,040円に、第8段階は9万7,200円から10万6,200円に、第9段階は11万160円から12万360円に変更するものでございます。

(3) 市町村特別給付事業の開始でございます。

紙おむつ購入費の支援を、地域支援事業から市町村特別給付事業へ移行するものでございます。

(4) 罰則規定の見直しであります。

罰則規定の範囲を、第2号被保険者及びその配偶者や世帯主等までに拡大するものでございます。

3、施行期日ではありますが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第23号 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、肥育素牛導入資金の貸付対象となる肥育素牛の貸付頭数を改正するため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村産業振興課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、議第23号 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

概要書をごらん願いたいと思います。

1、改正の趣旨でございます。

全国的な肥育素牛の減少にともなう子牛価格の高騰は、生産者の経営を圧迫し、さらに本町を含む置賜地域が全国に誇るブランドである米沢牛の安定生産への影響が懸念されるため、貸付頭数の上限を変更し、更なる生産者の経営の改善・安定と育成及び米沢牛の増頭に資するため改正するものでございます。

2の改正内容でございます。

(1) 第3条の改正につきましては、現状に則した条文の整理を行うものでございます。

(2) 第4条の改正につきましては、貸付頭数を同一年度8頭以内から、肥育規模に応じ

て同一年度15頭以内に増頭するものでございます。

3、施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第24号 川西町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、都市公園法施行令の改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第24号 川西町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お配りしております概要にてご説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園における運動施設率に関する制限について、上限100分の50を参酌基準といたしまして都市公園を設置する地方公共団体の条例で定めることとなったため、本条例を改正するものでございます。

2でございます。

改正の内容でございますが、運動施設の敷地面積について、当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を100分の50とするものでございます。

3の施行期日でございますが、平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第25号 字の区域及び名称の変更について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国土調査法に基づく事業の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第25号 字の区域及び名称の変更についてご説明

申し上げます。

ただいま町長から提案があったとおり、国土調査法に基づく事業の実施に伴う字界の変更でありまして、議案書を1枚おめくりいただきまして、変更調書の内容を説明申し上げます。

調書は2つの表に分かれておりまして、初めに、大字高豆蔻字庚申田から字上新田までの表に記載の地番の区域と、表の下に記載のとおり、これらの区域に隣接介在する道路、水路である法定外公共物の一部等を大字高豆蔻字本館に変更するものです。

裏面をごらんください。

表に記載の大字高豆蔻字摩王から字千刈田までの区域と、表の下に記載のとおり、これらの区域に隣接する道路、水路である法定外公共物の一部等を大字高豆蔻字館に変更するものです。

以上のように、新たに2つの字に整理変更するものでありまして、参考資料として図面を添付しております。1枚目が位置図でありまして、赤で塗り潰している区域となります。2枚目の変更図で、黒で示しているものが現在の字名字界、赤で示しているものが変更後の字名字界となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第26号 町道路線の認定について提案申し上げます。

提案理由につきまして、一般国道287号川西バイパス道路改良事業に伴い、一般県道南陽川西線の一部を町道として認定するため、提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から議第26号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

お配りしております認定路線図にてご説明をさせていただきます。

議案にも記載しておりますが、道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線を認定するものでございます。

一般国道287号川西バイパス道路改良事業に伴いまして、一般県道南陽川西線が新設されましたが、旧県道の一部を町道と認定するものでございまして、路線番号は20066、路線名が宮田線でございます。起点は川西町大字高豆蔻字宮田262番、終点は川西町大字小松字経

檀西357番12でございます。図中、赤色で示しています赤①が、認定をいただく路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願ひします。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第20、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第7、議第14号 議会の議決すべき事件を定める条例の設定についてから日程第19、議題26号 町道路線の認定についての13議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を10時55分といたします。

(午前10時38分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◎平成30年度施政方針の説明について

○議長 平成30年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 夢と愛を未来につなぐまちを目指して。

初めに、平成30年第1回川西町議会定例会が開催されるに当たり、平成30年度町政運営に対する基本的な考え方と施策の概要を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様にはご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ことしに入り、観測史上最大級の寒波が次々と日本列島に襲来、例年降雪の少ない太平洋岸や西日本でも記録的な大雪、低温が続きました。本町においても、昨年11月に初雪を記録、以来、断続的な降雪と記録的な低温が続いており、道路除雪、雪おろし、果樹や園芸施設の被害、燃料費の負担増など、町民生活を圧迫しております。県内では、除雪作業や屋根からの落雪による死亡事故やけが等が多数発生するなど、まさに豪雪災害となりました。

このような状況から、本町は1月15日、雪害低温対策連絡会議を設置、雪害状況の把握、町民への安全対策に取り組みましたが、それ以降も降雪、低温が続き、さらに警戒が必要なことから、1月26日、連絡会議を切りかえ、本職を本部長とする川西町雪害低温対策本部を設置し、一層町民生活の安全確保に努めてまいりました。また、除雪費等の財源確保のため、国等へ要望活動を実施いたしました。少しずつ春の兆しを感じられる季節となりましたが、今後とも気を引き締め、対応してまいります。

平成29年も日本各地で災害が発生いたしました。7月の九州北部豪雨は、局地的な豪雨により甚大な被害が発生し、現代の災害の特徴を示しました。本町においては、未曾有の大災害をもたらした羽越水害から50年の節目を迎え、住民の生命や財産を守ることが地方自治体の最大の責務であるとの認識を新たにしたところであります。

平成23年3月11日、東日本大震災から7年が経過いたします。国を初め、被災地の皆さんの懸命な尽力により、復興が着実に進んでおります。昨年12月、私は岩手県大槌町を訪問、7年前の風景が思い出せないようなまちの姿に、胸が熱くなりました。目の前の盛り土造成された土地には住宅が建設され、新しいまちが生まれようとしています。歳月が過ぎ、復興が進む中、あの悲惨な大災害を風化させてはなりません。同時に、あのとこのまま立ちどまってばかりにはいかない被災者の複雑な心境に接し、物的な災害の復興と失われたものに対する心の復興の難しさを感じました。私は、これからも被災者の皆さんに寄り添いながら、支援を継続していくことが大切であると考えております。

振り返りますと、平成29年は、新庁舎整備に向けた検討協議が集中して行われました。国の市町村役場機能緊急保全事業を受け、平成32年度完成を目指し、役場内に川西町新庁舎整

備推進会議を設置、精力的に調査、検討、協議を進めてきました。特に新庁舎の機能、規模、位置、財政見通しなど多岐にわたる課題を整理し、随時川西町議会に説明、貴重なご意見をいただいております。さらに、各種団体の代表や学識経験者、町民で組織する川西町新庁舎整備検討委員会、町民アンケート、各地区説明会などを踏まえ、検討を進めてまいりました。

特に大きな課題となった整備位置の問題について、11月28日、平成29年第5回川西町議会臨時会において、川西町役場の位置を定める条例の設定について特別決議を賜りました。議員の皆様には、本町の未来を見据え、慎重かつ真摯なご判断を賜りましたことに厚く敬意と感謝を申し上げます。議決を経て同日、川西町新庁舎整備推進会議を開催、川西町新庁舎整備基本計画を策定いたしました。

今後とも、新庁舎整備については町議会や町民の皆様のご意見を十分反映するとともに、現庁舎跡地の利活用について並行して検討してまいります。町民の町に対する期待や要望は多種多様ですが、皆さんの最大幸福を実現するために全力を尽くしていかねばならないと考えております。

1、平成30年度町政の運営方針。

本町を初め、多くの地方自治体の最大の課題は、人口減少や少子化の進行への対策であります。これは地方自治体だけで解決できるものではなく、国全体が長期ビジョンに立ち、取り組むべき課題であると考えております。それを踏まえ、平成27年度策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略、そして、かわにし未来ビジョンの施策の推進を図ってまいります。

平成30年度から32年度は、新庁舎の整備が最大のプロジェクトになります。2月には、新庁舎整備基本設計・実施設計業務に係る事業者を決定いたしました。今後、事業提案に沿ったスケジュールで町民の皆さんが参加するワークショップなどを開催しながら、基本設計・実施設計の年度内の完成を目指してまいります。あわせて用地取得、造成工事等に取り組んでまいります。

また、現庁舎跡地の将来的な利活用については、耐震性に課題のある中央公民館のあり方も含め、小松地区や利用者の皆さんと検討を始めてまいります。さらに、町内にある公共施設について、個別施設管理計画をもとに、人口減少が進む中、維持管理経費が増加しており、施設の有効活用と将来的な財政負担を踏まえた基準を設ける等、施設のライフサイクルコストを検討していかねばならないと考えております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略のリーディングプロジェクトに位置づける公立置賜総合

病院周辺の土地利用を高度化するメディカルタウン構想の具現化を目指してまいります。平成30年度は、事業を推進するに当たり、川西町農業振興地域整備計画の見直しや農地転用手続等の準備を進めてまいります。農地転用には、国道113号梨郷バイパスと国道287号バイパスの仮称川西インターの供用開始が前提となっておりますので、両バイパスの整備促進を国及び県に対し、強く要望してまいります。私は、本町の人口減少、少子化の流れを変え、定住人口の増加を図るため、置賜の医療の中核を担う公立置賜総合病院が本町に立地していることの強みを生かし、その機能を高め、魅力あるエリアとするための開発を地権者や民間事業者の協力のもと推進してまいります。

現在、置賜圏域全体で人口減少が進行しております。国は、平成12年4月の地方分権一括法の施行とともに、その受け皿となる合併特例法による財政支援を措置し、平成の市町村合併を推進してきましたが、平成22年3月末をもってその法律が終了しました。一方、平成21年4月から圏域全体として必要な機能を確保するため、中心市と近隣市町村が連携・協力して取り組む定住自立圏構想を推進してきました。

私は、就任以来、人口減少が進む本町において行財政改革に取り組み、簡素で効率的な持続性のある行政体をつくとともに、可能な限り広域行政を推進するべきと考えてきました。これまで県や置賜広域行政事務組合等との協議を重ね、3市4町で取り組む電算共同処理や東南置賜2市2町で構成する置賜広域消防が組織されました。また、さらなる広域的な取り組みとして、定住自立圏構想の推進について提案してきました。

平成29年度、中心市となる米沢市のリーダーシップのもと、研修会や協議が進められ、2月には米沢市が中心市宣言を公表、6月には米沢市と各市町が協定を締結、平成30年12月までに置賜定住自立圏共生ビジョンの策定を目指し、平成31年度から事業を開始したいと考えております。本町といたしましては、人口減少を克服するための若者の定着や移住定住の推進を初め、医療のネットワーク化や機能分担、産業振興や雇用の創出、水道事業、公共交通、人材育成などを協議してまいりたいと考えております。

東北中央自動車道が供用開始され、高速交通の時代に入り、人や物呼び込む魅力ある置賜をつくるのが喫緊の課題でありますので、積極的に参画してまいります。これから大型プロジェクトを広域行政で推進するためには、職員の能力を最大限発揮する必要があります。多様な事務処理能力、企画力、実践力を初め、事業を推進するマネジメント力を開発するため、職員の人材育成を計画的に推進してまいります。

本町にとって庁舎整備は、50年、100年の大事業であります。取り組むに当たっては、そ

の事業費確保が大きな課題となります。国の財政支援はあるものの、その大半は起債を充当しなければなりませんので、後年度負担を見据え、各種事業を十分精査し、実施していかなければならないと考えております。

また、扶助費等の義務的経費が増大し、さらに財政の硬直化が進むものと予測されますので、新庁舎における組織機構の見直しとあわせ、新たな行財政改革を検討してまいります。限られた財源を最大限生かし、町民福祉の向上と次世代が希望の持てる町政運営を目指してまいります。

2、平成30年度予算編成方針と概要。

平成30年度の予算編成に当たりましては、社会保障関係費の自然増への対応や本町最大の財源である地方交付税の減額交付が見込まれるなど、厳しい状況を踏まえながらも、未来ビジョンの3年目となり、新庁舎整備を初めとする未来ビジョンや、総合戦略に掲げた主要プロジェクトの着実な推進を目指す上で重要な年となることから、政策的な課題や重要事業への取り組みについては、最大限盛り込むよう努力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出予算額は99億8,800万円、前年対比では4.3%減となる予算規模となりました。

予算の主な内容であります。歳入の根幹をなす町税は、景気が緩やかな回復傾向にあることを踏まえ、町民税を中心に若干の伸びを見込んだことから、前年度比2.1%の増となりました。地方交付税は、国全体の交付総額として2.0%の減となっているものの、過疎対策事業債の元金償還額の伸びを考慮するとともに、近年の交付状況を踏まえた結果、前年度比1.1%の増を見込みました。国庫支出金は、社会資本整備総合交付金やへき地児童生徒援助費補助金等の減により減額となりました。県支出金は、畜産生産拡大支援事業補助金や農業次世代人材投資事業補助金等の減により減額となりました。町債は、新庁舎整備に伴う増は見込まれるものの、パークゴルフ場整備の事業完了による減により減額となりました。繰入金は、財政調整基金及び町債管理基金からの繰入金の減により減額となりました。繰越金は、前年度までの実績を踏まえ、同額を見込みました。

歳出における経常的経費については、予算要求をもとに徹底した節減を図りながらも、実効性のある予算措置を行いました。一方、政策的経費については、実施計画の査定において事業を厳選しながらも、新庁舎整備、メディカルタウン整備、虚空蔵山西線整備等、可能な限り見込みました。

また、高校3年生相当までの医療費無料化、三世代同居者等への住宅建設支援、定住移住の促進、ライフプラン支援、協働のまちづくり推進や地域おこし協力隊導入等を継続して盛

り込むとともに、庁舎跡地利活用の検討、小松駅東線交差点改良に向けた調査、運転免許証自主返納推進対策事業等を新たに盛り込みました。町単独補助金は、団体の繰越金の状況を勘案しながら、シーリング的なカットは行わず、前年度同額の補助を基本としながらも、ライフデザイナー活動補助等の新規及び継続事業への予算措置を行いました。

性質別区分における人件費については、職員給与費等の減により減額となりました。物件費は、メディカルタウン整備、町民総合体育館整備等の減により減額となりました。補助費等は、置賜広域病院企業団への負担金等の減により減額となりました。繰出金は、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金の減により減額となりました。公債費は、元金償還額の増により増額となりました。出資金は、水道事業会計に対する出資金の減により減額となりました。

経済状況の先行きは、緩やかに回復の兆しがあるとはいうものの、海外経済の不確実性や人口流出と少子化等による人口減少の継続等が懸念される中、大きな税収増は見込めず、財源も限られている状況にあります。町民生活環境の向上に重点を置いた予算といたしました。

以上が平成30年度一般会計当初予算の概要であります。

本町の財政状況は、実質公債費比率等の指数は良好な状態を維持しておりますが、平成30年度当初予算においても、財源調整のための基金繰入を引き続き見込まざるを得なかったことから、基金残高はより一層厳しい状況にあります。このため、自主自立に向けた行財政システムの確立に向けた取り組みをさらに強化するとともに、町民と行政との協働によるまちづくりを深化させ、共創により地域の再生、発展、住民福祉の向上を目指してまいります。

なお、特別会計を含めた普通会計の総予算額は142億8,689万円で、前年対比では9億2,045万円の減となりました。

3、分野別の重点施策であります。

次に、予算案に計上いたしました主な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標に沿って申し上げます。

集まるまちをつくる。

住む人が、自分たちの地域に対し誇りを持ち、訪れる人が、本町が持つ魅力に憧れを抱くまちづくりを進めることで、人と魅力が集まるまちを目指してまいります。

まちづくりを支える人材の育成については、地域づくりの担い手育成や若者が主体的に参

画、実践する活動を支援し、新たな時代に挑戦する意欲的な人材を発掘、育成してまいります。

また、2分の3成人式を開催し、対象者間のきずなや町への愛着を再確認する機会を設け、さらには若者が自分を磨き、異性と出会う機会となるイベント開催やライフデザイナー制度を通し、若者の出会いの場、機会づくりに努めてまいります。

地域おこし協力隊については、地域づくり全般を担う隊員のほか、町が必要とする人材、担い手として農業研修生、遅筆堂文庫研究員を受け入れ、任期終了後の起業や就業、そして定住を念頭に入れたカリキュラムを設定し、新たなまちづくりの戦力として支援してまいります。

定住移住施策については、集落定住支援員を配置し、やまがた里の暮らし推進機構等と連携し、相談窓口の明確化、空き家バンクの充実を図り、首都圏で開催するイベントや移住フェア等への出展、情報誌、ホームページ、フェイスブックなどを通じた効果的、魅力的な情報の受発信に努めてまいります。また、学生の地元回帰を促進するため、奨学金返還に対し支援してまいります。

人をつなげる交流の促進については、東京川西会やふるさと交流大使による地縁による交流、本町が有するダリアやフレンドリープラザ、下小松古墳群などの地域資源を通しての文化交流や国際交流、全国川西会議や東京都町田市などとの自治体間交流、さらには、各地区交流センターややまがた里の暮らし推進機構などで実践する都市部との交流などを引き続き推進してまいります。

心を豊かにする学びの創造については、生涯学習推進計画後期計画を見直し、成人教育を充実するなど、各世代の需要、社会の要請に応える学習機会を創出してまいります。

女性が輝く社会づくりについては、28年度に策定した第3次男女共同参画計画に基づき、地域や職場、家庭の中で互いに個性と能力を認め合い、育て合える男女共同参画社会の実現に向け、啓蒙普及に取り組んでまいります。また、審議会、委員会などの女性委員の比率向上を図るなど、女性の社会参画を促進してまいります。

さらに、女性農業者がそれぞれの個性や能力を発揮して、生き生きと営農活動が展開できるよう、引き続き町独自の認定制度により人材の育成を図り、営農活動を支援してまいります。

子育て環境の充実については、川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て世代が働きやすく、安心して子育てができるよう、各種支援施策の充実と支援事業の周知に努め

てまいります。

町内の認可保育所を初め、認定こども園や小規模保育事業施設の運営支援及び病児保育事業の支援を継続するほか、障害児の受け入れに伴い加配職員を配置する施設に対し、継続して支援補助を行ってまいります。また、放課後児童クラブ等の運営支援や子育て支援センターの運営充実、子育ての援助活動支援を調整するファミリーサポートセンターの充実を図ってまいります。

本町の認可保育所である小松保育所については、今後の出生者数の動向及び多様化する保育ニーズを見据えながら、整備も含めて今後のあり方を総合的に検討してまいります。

また、保護者の子育て応援と子供の読育のきっかけづくりとなるお誕生祝い品支給事業を実施いたします。

多子世帯、ひとり親世帯等については、引き続き保育料軽減を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

さらに、高校3年生相当まで医療費無料化並びに児童手当を初めとする公的諸手当の支給を継続してまいります。あわせて、不妊治療に対する助成を継続するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進するため、子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援の充実を図ってまいります。

地域、家庭、学校が連携した教育の推進については、地域とともにある学校づくりに向け、地域に開かれた学校運営を推進するため、全小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域学校協働本部と連携しながら子供たちの社会力、地域の教育力向上を図ってまいります。

幼児・児童・生徒の学ぶ力の育成については、児童・生徒が学ぶ意欲を高めるとともに、確かな学力を身につけさせるため、教員の研修機会を充実させ、授業改善及び指導力の向上を図ってまいります。あわせて、個別学習を要する児童・生徒に対する学習支援員の配置、家庭学習の習慣化に向け、放課後学習支援員の配置に引き続き取り組んでまいります。また、新聞を授業で活用し、郷土愛の醸成を図るとともに、読解力、思考力、表現力の向上を目指し、新聞を活用した教育活動支援事業に取り組んでまいります。

さらに、小学校での英語の教科化を見据え、ALTを複数配置するとともに、中学3年生を対象に英語検定3級以上の検定料の補助を継続して行い、児童生徒の学力向上を図ってまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、情報化に対応した学習を進めるための教育用のパソコン、電子黒板、タブレット端末等を更新整備し、情報教育を推進する環境を整えてま

います。

中学3年生を対象に、地元食材のよさを知る食育の観点と本町のよさ、郷土への愛着心を醸成させ、テーブルマナーを通して社会性を身につける、地元食材のフルコースマナー講習の経費負担を継続して実施いたします。

社会問題となっているいじめ対策については、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの未然防止とスピード感のある対応を行ってまいります。

教育施設については、建築後32年経過し、経年劣化が進んでいる吉島小学校の屋根改修工事を実施するなど、児童・生徒が安全に学校生活を過ごせるよう、計画的に修繕整備してまいります。

心と体の健康づくりの推進については、町民一人一人が生活習慣病の予防を認識し、生涯現役で活躍できるよう、日常生活の中に運動習慣を取り入れた健康づくりを推進するとともに、食生活や健康づくりに関する知識の普及を図り、町民が主体となった健康づくりの推進を図ってまいります。また、若い世代からの生活習慣病予防を継続して推進するとともに、各種検診の受診率向上を図るなど、健康の保持、増進に取り組んでまいります。

さらに、町民が継続的、自主的及び自発的にスポーツ活動を行う環境整備に努めてまいります。

地域医療の充実については、高度医療、救急医療機関であり、町民の安全・安心を支える医療を提供している公立置賜総合病院が、今後より一層地域住民の信頼が得られるよう、構成団体としての役割を果たしてまいります。また、公立置賜川西診療所は、総合病院との連携を密にした一次医療、地域医療機関として引き続き経営してまいります。加えて、老朽化している診療所の整備等について検討を進めてまいります。

国民健康保険については、平成30年度から国民健康保険制度が県単位化されるものの、国民皆保険制度の根幹をなす制度であることに変わりはなく、持続可能な社会保障制度として町民が安心して医療を受けることができるよう、県とともに適正運営に努めてまいります。

地域福祉の推進については、地域社会における連帯と共助の精神を助長し、福祉相談や支援業務の円滑な推進を図ってまいります。また、福祉団体等の育成支援や地域全体で支え合う地域福祉の充実を努めるとともに、障害を理由とする差別の解消を推進し、年齢や障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して暮らせる社会を目指してまいります。

障害者（児）福祉の充実については、障害者等が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談、支援業務の機能強化を図ってまいります。

高齢者福祉の充実については、できる限り住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策の推進や在宅医療、介護の連携を図ってまいります。あわせて、町民一人一人が生涯を通して生き生きとした生活が送れるよう、活躍の場の創出、生活支援体制の整備等に各種団体、事業所等と連携を図りながら取り組んでまいります。

川西ブランドづくりについては、川西町交流館内の先人顕彰コーナー、埋蔵文化財資料展示館の利用促進を図り、本町の文化、歴史、人材を学ぶ地域学の充実を重点的に展開してまいります。

楽しいまちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活が送られる環境づくりを進めることで、楽しい地域、楽しい生活のあるまちを目指してまいります。

地域を支える自立したコミュニティづくりについては、町内7地区の経営母体では、それぞれ地区民参画のもと、個性、特色を生かし、策定した地区計画に基づき、自立した地区コミュニティ活動を展開いただいております。今後かわにし未来ビジョンのまちづくりのテーマに掲げる「協働そして共創へ」の実現に向け、自主自立の地域づくりを推進する体制、支援策の充実を図ってまいります。

多様な住宅環境の整備については、住宅の質の向上、景気、雇用対策を踏まえ、県制度と連携を図りながら新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援を継続してまいります。また、若者の定住化を促進するため、若者向け住宅支援制度や家族間、世代間が支え合う暮らしを推進するための三世帯同居住宅支援制度を継続してまいります。

総合的な雪対策の充実については、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保を図るため、道路除雪計画に基づき、各種取り組みに万全を期してまいります。

豊かな自然環境の保全については、第3次川西町環境基本計画に基づき、町民、事業者、行政の連携により、資源ごみ分別の徹底を図り、ごみの減量化を推進するとともに、町民参加型の事業や研修会、児童生徒を対象とした環境学習等を通し、環境保全活動にかかわる人材の育成や町民の環境に対する意識の向上に努めてまいります。

森林整備については、松枯れやナラ枯れに対する被害拡大防止や町森林整備計画に基づく適正な保育、里山整備等を進め、森林の有する多面的機能の発揮を図ってまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業では、平成29年度に策定した経営計画に基づき、費用の軽減対策、未収金対策等に努め、経営の安定化を図ってまいります。ま

た、国の交付金事業を活用し、老朽管の耐震管への更新を進め、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設置の一層の推進を図るとともに、公共下水道及び農業集落排水事業の加入促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、平成29年度に東北中央自動車道が供用を開始したことから、一般国道113号新潟山形南部連絡道路、梨郷道路や一般国道287号川西バイパス、米沢川西バイパスのさらなる整備促進に向け、関係市町、団体とともに国や県に対し強く要望活動を行ってまいります。

生活道路等整備促進については、米沢市と連携を図りながら虚空蔵山西線整備に取り組むとともに、坂水萩野線の部分改良に継続して取り組むほか、新規事業として、新庁舎整備に伴う小松駅東線交差点改良について、調査業務に取り組んでまいります。生活道路については、その機能維持のため舗装補修等を行ってまいります。

橋梁については、平成29年度に実施した点検診断業務の結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行いながら、引き続き修繕整備に取り組んでまいります。

医療、住宅、商業が融合したまちづくりの推進については、公立置賜総合病院周辺について、公立置賜総合病院周辺整備基本計画、実施計画に基づき、生涯活躍のまちの機能を含めたメディカルタウンの具現化に向けて、民間事業の誘導を含めた都市的機能の開発整備を進めてまいります。

中心市街地の活性化については、中心市街地活性化アクションプランに基づき、中心市街地を活性化する人材の育成、まちづくり団体や商店会組織等の活動を支援してまいります。

生活公共交通の確保については、町民の利用が定着してまいりましたフルデマンド型乗り合い交通の運行を継続するとともに、JR米坂線及び山形鉄道フラワー長井線、山形交通の路線バス等の利用拡大を図ってまいります。

防災体制の充実については、近年、異常気象等により私たちの生命、財産や安全が脅かされる災害が多発し、発災時における対応力の向上が求められていることから、防災訓練等による行動の習熟や関係機関との連携強化など、態勢整備に努めてまいります。また、自主防災組織の自助、共助による初動対応も大切であることから、防災士等の育成支援を図るとともに、情報伝達機器の利活用と整備を図ってまいります。

消防関係については、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民

の安全・安心を確保するため、消防施設、装備品等の充実を図ってまいります。

空き家対策については、空き家等対策の推進に関する特別措置法にのっとり、本年2月に策定した川西町空き家等対策計画に基づき、空き家の所在と現状等の把握を行うとともに、適正な管理がなされていない空き家の所有者等に対する助言、指導を徹底し、危険空き家の発生防止に努めてまいります。

防犯、交通安全の推進については、町民生活安全大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図ってまいります。また、第10次川西町交通安全計画に基づき、交通安全推進協議会を軸に関係機関や団体等との連携をさらに強化し、各年代層に対応した交通安全を推進してまいります。

さらに、自動車運転免許証の自主返納者に対し、公共交通機関の利用券等を交付する新たな事業を展開し、高齢者等の自動車運転による交通事故を抑止するとともに、当該返納者の移動手段を確保することで、さらなる公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

消費者行政については、弁護士による相談窓口を引き続き設置するとともに、消費生活センター等、関係機関との連携を図り、消費者の安全と安心の確保に努めてまいります。

挑戦するまちをつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって何事にも挑戦する機運や挑戦できる環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを目指してまいります。

豊かさをもたらす強い農業づくりについては、川西町農業振興マスタープランの2年目として、施策別アクションプランに基づき、関係機関との連携等により、具体的施策の着実な展開を図ります。

新たな米政策の見直し対応については、米価安定のための需要に応じた米生産をオール川西で推進するとともに、米どころ川西として実需者ニーズに即した安全・安心で売れる米、そしてつや姫に代表される良食味、高品質、高価格米の生産振興を進めてまいります。

園芸作物については、水田フル活用ビジョンに基づき、重点推進作物の団地形成による産地化に向けた積極的な生産振興を図るとともに、多品目化による6次産業化への発展を支援してまいります。

畜産については、米沢牛の主産地として、引き続きJA山形おきたま及び繁殖、肥育農家と連携しながら地域内一貫体制を推進し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取り組みを強化してまいります。

担い手の確保、育成及び農用地の利用集積については、人、農地プランの適切な運営を図り、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的集積を推進するとともに、新規就農者への支援や集落営農組織、法人化への指導、助言も引き続き進めてまいります。

安全・安心な農畜産物の生産、販売については、耕畜農家の連携による土づくりやエコファーマーの支援を図り、環境保全型農業を推進するとともに、品質管理や安全性の向上を目指し、グローバルGAPの認証取得も積極的に推進してまいります。

生産基盤の整備については、高山地区、宮地地区、谷地地区及び大塚西部地区において事業を実施しており、引き続き農地の大区画化、排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と農地の集積を推進してまいります。

相互に連携する産業づくりについては、本町の基幹産業である農業を基軸としながら、商工業及び観光との連携を高め、町民所得の向上と地域経済の活性化を目指してまいります。

商工業の振興については、商工会を通じた経営改革指導等への支援を継続するとともに、6次産業化への取り組みと連携しながら、商品開発や販路拡大の取り組みを支援してまいります。また、積極的に町内の事業所を訪問しながら情報交換を行うとともに、県及び関係機関と連携を図りながら企業誘致を促進してまいります。

雇用対策については、置賜地区雇用対策協議会等と連携しながら、安定した雇用機会の確保に努めてまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、かわにし森のマルシェの健全運営への支援を行うとともに、地域に密着した流通体系の確立に向け、販売力の強化と出荷品目の拡大を図ってまいります。また、6次産業化の実践者を拡大するため、人材育成、農産物の高付加価値化や販路拡大、PR等への支援を引き続き行うとともに、町内産品のブランド化や商品紹介、情報発信を行ってまいります。

さらに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者への支援をしてまいります。

魅力ある観光づくりについては、新たな生涯スポーツ、回遊型観光の拠点となる川西ダリヤパークゴルフ場の有効活用を図りながら、ふれあいの丘の機能充実を図ってまいります。

観光振興については、置賜圏内の高速道路開通や道の駅米沢の開設を機に、近隣自治体や観光施設等との広域連携を強化しながら、観光基本計画に基づき、訪れる方に満足していただけるおもてなしや観光基盤の整備、充実を図るとともに、町内地域資源の掘り起こし、磨き上げを進めてまいります。

グリーンツーリズムの推進については、やまがた里の暮らし推進機構と連携し、都市部の

中学生の農業体験旅行の受け入れメニューの充実や受け入れ農家の増加等に努めてまいります。

浴浴センターまどかについては、町民の憩いや観光、交流の拠点施設として、引き続き利便性向上と魅力の充実を図ってまいります。

効果的な情報発信の強化については、一昨年に公式フェイスブックを立ち上げ、また、昨年度は公式ホームページをリニューアルいたしました。庁舎内外それぞれに設置した組織の中で、広報紙やSNSに対し評価、検討し、より一層魅力、読みやすさ、親しみやすさに配慮した情報を発信してまいります。また、広聴活動として、町民ニーズの把握と情報、課題の共有化を図るため、ふれあいトークの拡充を図ってまいります。

効果的で効率的な行政運営づくりについては、全庁的な推進体制のもとで公共施設等総合管理計画の進行管理を進めてまいります。

役場新庁舎の整備については、川西町新庁舎整備基本計画に基づき、基本設計、実施設計の実施及び用地の取得と造成工事を着実に推進し、平成32年度内の完成を目指してまいります。また、庁内、外部それぞれに検討組織を設置し、庁舎跡地の利活用計画の検討を進めてまいります。

行財政改革の推進については、川西町まちづくり基本条例の趣旨に基づき、情報の共有化や町民の皆さんの参画をより一層進めるとともに、行政評価システムの継続的な運用を図り、行政経営システムの有効性を高めてまいります。

職員の資質向上や能力開発については、多様化する町民ニーズに応え、さらなる行政サービスの充実を目指し、職員研修の充実を図り、健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

広域行政の推進については、広域連携できるものは積極的に取り組むという姿勢を前提に、米沢市を中心市とし、置賜圏域3市5町による置賜定住自立圏構想の取り組みに主体的に参画するとともに、置賜広域行政事務組合の各組織を通じ、今後とも多くの課題に取り組んでまいります。

結びに。

昨年11月、地方自治法施行70周年の記念式典が開催されました。戦後、日本国憲法が制定されるとともに地方自治制度が確立され、国民の生活と権利が守られてきました。地方自治法は民主主義の学校と称されるように、先人のたゆまぬ努力により地方公共団体の自主性、自立性が高められるとともに民主化が進められ、今日の地方自治の充実が図られてきました。

その記念すべき式典において、特定非営利活動法人きらりよしじまネットワークがはえある総務大臣表彰を受賞されました。

私は、町民と行政が連携したまちづくり、協働のまちづくりを推進してまいりましたが、きらりよしじまがその代表として評価をいただいたものと思っております。当初はさまざまな混乱や批判をいただきましたが、各地区の協働の地域づくりは全国の先進事例として取り上げられ、国内各地で地域経営組織が設立されています。本町では、きらりよしじまを初め、各地区経営組織が地域課題である産業振興、介護や子育て、交流事業、人材育成など地域の活性化に真剣に取り組んでおります。私は、町民の皆さんのご尽力に感謝するとともに、川西町のまちづくりを町の誇りとして、これからも推進していきたいと考えております。

今後は、培ってきた協働のまちづくりを、地区の枠を超えた連携の中でさらに前進していかなければならないと思います。将来の地域づくりの担い手や地域の姿を見据え、地域や町を超えた多様な人々との連携、協力を求めていきたいと思っております。

昨年12月、東京都台東区上野桜木あたり周辺を会場に、やまがた里の暮らし推進機構が実施主体となり、第3回山形かわにし豆の展示会が開催されました。この取り組みは、川西町の暮らしや人情、食や文化に触れていただき、川西のよさを点ではなく線や面的に感じてもらうという企画であります。これまで町や生産者は各地で物産展などを開催し、町内商品の販路開拓に取り組んできましたが、いずれも一過性のものにとどまってきました。豆の展示会では、来場された皆さんが町の雰囲気やゆっくりと楽しみながら、より強く川西町に関心を寄せていかれていました。さらに紅大豆や農産物、日本酒などを扱っていただくタイアップ店が都内にふえ、一層町の情報が発信されました。この取り組みからカゴメ株式会社との商品開発が始まるなど、町のイメージアップにもつながりました。

町の人口減少は確実に進んでおります。これに対抗するのは町の魅力、資源を生かし、交流の拡大を図りながら、それを川西ファンにつなげ、未来ビジョンに掲げる準町民へと発展させていく必要があります。国も都市圏から地域や地方を支える関係人口の概念が議論され、その外からの人材を地域づくりに生かすための検討が始まりました。本町においても協働のまちづくりを発展させ、関係人口の拡大を推進しながら、川西に思いを寄せる皆さんがまちづくりや事業に参画できる共創のまちづくりを実現していきたいと考えております。人口減少社会を克服し、地域活力を向上させるために、私たちが今まで取り組んできたまちづくりに自信と誇りを持ち、さらなる前進を目指してまいります。

以上、町政全般にわたり所信を述べさせていただきましたが、議員の皆様を初め、町民の

皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

ありがとうございました。

◎議第 4号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第10号）

◎議第 5号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

◎議第 6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

◎議第 7号 平成30年度川西町一般会計予算

◎議第 8号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

◎議第 9号 平成30年度川西町下水道事業特別会計予算

◎議第10号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計予算

◎議第11号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計予算

◎議第12号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

◎議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算

○議長 日程第21、議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第10号）から日程第30、議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算までの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第10号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億377万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億7,203万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第4号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

今回の補正予算につきましては、これにあわせまして、第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正、第4条におきまして地方債の補正、それぞれ計上してございますので、まずは3ページにお移りをいただきまして、その第2条以下の内容につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

3ページ上段でございますが、第2表、繰越明許費といたしまして、2つの事業につきましての繰越明許費の設定を行うものでございます。この内容につきましては、後ほど歳入歳出予算の補正の中でご説明を申し上げますが、国の1号補正の対象事業となりました事業のうち、ここに記載をしてございます担い手確保・経営強化支援事業、中山間地域所得向上支援対策事業、この2つの事業につきまして繰越明許費を設定するものでございます。金額につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3表、債務負担行為の補正でございますが、まず、上段は追加でございます、工場設置奨励金を追加するものでございます。これはミユキ精機に対します奨励金でございます、期間、そして限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、変更でございますが、LEDの防犯灯の導入リース料につきまして、当初の期間の最終年度につきまして、1年間延長する必要が生じたので、当初38年度までとしておりました期間につきまして、平成39年度までと1年間の延長をするものでございます。

次に、4ページにお移りをいただきたいというふうに思います。

第4表、地方債の補正でございます。

変更でございます、まず公共事業等につきましては、国の1号補正の対象事業となりました基盤整備事業や、ため池の整備事業にかかわります公共事業等債の増額を計上するものでございます。合計で9,590万円の増額を計上してございます。

その下の地方道路等整備事業につきましては、県単独道路整備事業負担金の最終見込み、増額が見込まれてございます。これに伴いまして、10万円の増額を計上してございます。

その下の過疎対策事業につきましては、当初過疎対策事業を活用、継続してございました国の1号補正の対象となりました基盤整備事業につきまして、過疎対策事業の減額を計上しなければなりませんので、その減額を計上してございます。あわせて、今年度最終年度の予定としてございますこうずく地区につきましては、最終の事業費の確定に伴いまして増額を計上してございます。これらを合わせまして、過疎対策事業につきましては1,950万円の減

を計上してございます。合計いたしまして、地方債の補正の合計額7,650万円の増額をこのたび計上するものでございます。

それでは、概要書をもとに、歳入歳出予算の概要につきましてご説明を申し上げます。

まず、1の歳出でございますが、まずは裏にお移りをいただきまして、2の歳入の下に、3といたしまして、国の補正予算（第1号）の対象となります事業につきまして、一覧にまとめてございます。1、2の2つの事業につきましては、ただいま債務負担行為の設定、繰越明許費の設定の中でご説明を申し上げました事業でございます。担い手確保・経営強化支援事業につきましては、人・農地プランの作成をされております地区の担い手の経営体に対します農業用機械等の整備の補助でございまして、6経営体への補助を予定してございます。

次の中山間地域所得向上支援対策事業につきましては、全農山形が実施主体となりまして、旧大塚ライスセンターへ枝豆、アスパラガスの選果場の整備を行う者に対します補助でございます。

3番から6番につきましては、農業競争力強化基盤整備事業でございまして、高山、宮地、谷地、大塚西部、それぞれ4地区が対象となっております。

7番以降につきましては、ため池の総合整備でございまして、飯坂、四ツ釜、間坂、それぞれこの3地区が該当となっているところでございます。

今回の補正予算につきましては、この1号補正の対象事業となりました事業費の補正と、あと、この間の事業費の確定に伴います補正の内容が主な内容となっております。

それでは、また表にお移りをいただきまして、歳出からご説明を申し上げます。

まず、1の人件費でございますが、職員の時間外勤務手当につきまして、補助事業であります農地中間管理事業の中に組み替え補正を計上するものでございます。

2の補助費等でございますが、教育・保育施設給付事業から記載の負担金等につきまして、確定に伴います補正予算を計上するものでございます。

3の物件費でございますが、障がい介護給付等事業につきましては、システム改修に伴います委託料の増額を、感染症予防・予防接種事業につきましては、接種者数の増に伴います委託料の増額を計上するものでございます。

次に、4の扶助費でございますが、障がい介護給付等事業につきましては、利用回数の増に伴いまして扶助費の増額を計上するものです。老人施設保護措置事業につきましては、入所者数の減に伴いまして扶助費の減額を計上してございます。

5の普通建設事業費（補助）でございますが、繰越明許費の設定を行いました2つの事業

につきまして、ここに補正予算を計上してございます。後ほど、歳入の中でも同額を計上してございます。

6の普通建設事業費（県負担金）でございますが、国の1号補正の対象となりました農業競争力強化基盤整備事業、ため池総合整備事業につきまして計上するとともに、そのほかといたしまして、まずこの2つ目の事業でございますが、農業競争力強化基盤整備事業の中で、こうずく地区につきましては、事業費の確定に伴いまして負担金の増額を、そして一番最後でございますが、県単独道路整備事業負担金につきましては、事業費の最終見込みに伴いまして増額をそれぞれ計上してございます。

7の積立金につきましては、条例案件の中でご説明を申し上げました本間喜一顕彰基金につきまして積立金を計上してございます。

8の繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金の確定に伴いまして増額を計上するものでございます。

それでは、裏に移らせていただきまして、歳入の内容につきましてご説明をさせていただきます。

まず、1の国庫支出金でございますが、国保保険基盤安定制度国庫負担金につきましては、これは確定に伴います減額でございます。その次の障害者自立支援給付費国庫負担金から3つの国庫負担金補助金、記載がございますが、これは歳出の中でご説明申し上げました障がい介護給付等事業にかかわります国庫負担金補助金の補正となります。

次に、2の県支出金でございますが、最初の国保保険基盤安定制度県負担金につきましては、確定に伴います減額でございます。

その次の障がい者自立支援給付費、その下の障がい児通所給付費等県負担金、この2つの県負担金につきましては、障がい介護給付等事業に伴います補正でございます。

その次の中山間地域所得向上支援対策事業、そしてその次の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の1号補正によります歳入を、歳出の額と同額で計上しております。

3の寄附金につきましては、本間喜一顕彰基金のための寄附金といたしまして、越知 専氏よりご寄附をいただいた600万円を計上するものでございます。

繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金の減額でございます。

町債につきましては、先ほど地方債の補正の中でご説明をした内容となっております。

この結果、財政調整基金の残高でございますが、2億9,138万1,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後 1 時といたします。

(午前 1 1 時 5 3 分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第 5 号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,347万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,850万3,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 命によりまして、議第 5 号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思っております。

今回の補正につきましては、額の確定により補正をお願いするものでございます。

初めに、歳出であります。

第 1 款総務費169万8,000円の減、システム改修委託料の確定によるものでございます。

第 2 款保険給付費1,527万5,000円の増、一般被保険者療養給付費でございます。

ほかの項目全てが額の確定でありますので、ここで調整を図っております。

第 7 款共同事業拠出金であります。4,708万2,000円の減、保険財政共同安定化事業拠出金であります。額の確定によるものでございます。

第10款諸支出金 2 万7,000円の増、調整交付金返還金であります。28年度分の額の確定に

よるものでございます。

歳出合計が3,347万8,000円の減であります。

続いて、歳入であります。

第3款国庫支出金1,028万8,000円の増、後期高齢者支援金国庫負担金及び調整交付金であります。額の確定によるものでございます。

第5款前期高齢者交付金35万円の増、これも額の確定によるものでございます。

第7款共同事業交付金4,708万3,000円の減、財政共同安定化事業交付金であります。額の確定によるものでございます。

第9款繰入金296万7,000円の増、保険基盤安定、財政安定化支援繰入金であります。これも額の確定によるものでございます。

歳入の合計であります。3,347万8,000円の減であります。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

平成29年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ563万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,221万6,000円とするものでございます。

内容につきまして、淀野健康福祉課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 淀野健康福祉課長。

○健康福祉課長 それでは、命によりまして、議第6号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

概要書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、所得の増によって歳入が伸びましたので、それに伴って補正をお願いするものでございます。

初めに、歳出であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。563万7,000円です。これは保

除料等の負担分でございます。歳出合計も同様でございます。

続いて、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料であります。563万7,000円の増であります。これは、所得の増によって特別徴収・普通徴収保険料について増額になりましたので、その分の歳入を見込んでいるものであります。

合計で563万7,000円であります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第7号 平成30年度川西町一般会計予算、議第8号 平成30年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成30年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 平成30年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 平成30年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 平成30年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算、以上、平成30年度の7会計予算案を一括して提案し、議員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

各予算の概要につきまして、山口副町長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 それでは、命によりまして、議第7号 平成30年度川西町一般会計予算から議第13号 平成30年度川西町水道事業会計予算まで、お配りいたしております予算案の概要によりご説明申し上げます。

なお、細部にわたる予算額等につきましては、省略させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題としました10議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、3月8日の本会議で行います。

◎請願の付託

○議長 日程第31、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 慎重な憲法論議を求める請願、紹介議員の説明を求めます。

紹介議員神村建二君。

○5番 私のほうから、請願についての内容の紹介をいたします。

件名は、慎重な憲法論議を求める請願でございます。

請願者は、東置賜地区平和センター、議長の金子満博さんでございます。

紹介議員は、私神村と斉藤智志議員でございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

慎重な憲法論議を求める請願。

昨年10月の総選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれ3分の2を超えたことから、憲法改正の動きが現実味を増しています。安倍晋三首相は、通常国会の施政方針演説でも、「憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待」するとして、早期の憲法改正をめざす意思を明確にしました。総選挙で与党が勝利したことを受けて、改憲の動きをさらに加速させることが想定されます。

一方、多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっています。憲法改正が国民的要求となっている状況とはどうもいえません。

いうまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎません。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかです。

憲法の本質が国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範であることを踏まえれば、最も厳格な憲法尊重擁護義務を課される内閣総理大臣が、自ら憲法改正を推進することは憲法違反であり許されることではありません。

以上の趣旨から下記事項について地方自治法第99条の規定に基づく意見書を関係機関に提出いただきますよう、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願項目。

1、憲法審査会の審査においては、憲法条文の運用の実態に関する調査を優先し、憲法改正原案の拙速な審査を行なわないこと。

川西町議会、議長、加藤俊一様でございます。

以上でございます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、北方自治会長、淀野慎二氏より、故黒沢亀雄氏空き家対策に関する要請がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

(午後 1時28分)